

【別紙資料】

資料1	文化財保護法 第125条	1
資料2	文化財保護法施行令 第5条	2
資料3	大阪府立博物館条例	6
資料4	大阪府立博物館条例施行規則	11
資料5	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例	16
資料6	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則	19
資料7	大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥 風土記の丘指定管理者業務仕様	23
資料8	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	35

資料 1：文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

資料 2：文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成三十一年政令第十八号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の

受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
 - 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからりまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条及び次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」

という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この状において同じ。))が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

資料 3：大阪府立博物館条例

平成二年十月十九日

大阪府条例第二十一号

改正 平成五年一〇月二七日条例第三二号

平成七年三月一七日条例第一三号

平成一四年三月二九日条例第六九号

平成一七年三月二九日条例第七九号

平成一九年八月二四日条例第七〇号

平成二一年三月二七日条例第五〇号

平成二四年十一月一日条例第一二九号

平成二六年三月二七日条例第一一一号

大阪府立博物館条例

(平五条例三二・改称)

(設置)

第一条 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって府民の文化的向上に資するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、大阪府立博物館（以下「博物館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
大阪府立弥生文化博物館	和泉市池上町四丁目
大阪府立近つ飛鳥博物館	南河内郡河南町大字東山及び太子町大字葉室

(平五条例三二・全改、平一九条例七〇・一部改正)

(指定管理者による管理)

第二条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、博物館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 博物館資料の利用の許可、その取消しその他の博物館の利用に関する業務
- 二 博物館の事業の運営に関する業務
- 三 博物館の施設の維持に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

(平一七条例七九・全改)

(指定管理者の公募)

第三条 委員会は、第五条第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例七九・全改、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第四条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(平一七条例七九・全改、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定)

第五条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 博物館の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- 二 博物館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、博物館の管理を適正かつ確実にを行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 大阪府立弥生文化博物館 大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会
- 二 大阪府立近つ飛鳥博物館 大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会

(平一七条例七九・全改、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定の公示等)

第六条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七条例七九・追加、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第七条 委員会は、指定管理者が行う第二条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 大阪府立弥生文化博物館 大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会

二 大阪府立近つ飛鳥博物館 大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会

(平二四条例一二九・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。
- 二 第五条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないとき。

2 委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七条例七九・追加、平二四条例一二九・旧第七条繰下・一部改正)

(利用料金)

第九条 指定管理者は、博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合には、博物館を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。
- 5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平一七条例七九・追加、平二四条例一二九・旧第八条繰下)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、博物館に関し必要な事項は、委員会が定める。

(平一七条例七九・旧第六条繰下・一部改正、平二四条例一二九・旧第九条繰下)

附 則

この条例は、平成三年二月二日から施行する。

附 則（平成五年条例第三二号）

この条例は、平成六年三月二十五日から施行する。

附 則（平成七年条例第一三号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第六九号）

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一七条例第七九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪府立博物館条例（以下「新条例」という。）第八条第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同日前に交付された年間入館券の有効期間が満了する日までの間は、当該年間入館券により博物館に入館することができる。

（準備行為）

- 3 新条例第五条による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第三条から第五条まで及び第六条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成一九条例第七〇号）抄

この条例は、平成十九年八月二十七日から施行する。

附 則（平成二一年条例第五〇号）

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一二九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一一一号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表（第九条関係）

（平五条例三二・平七条例一三・平一四条例六九・平一七条例七九・平二一条例五〇・平二四条例一二九・平二六条例一一一・一部改正）

区分		単位	金額	
			通常の場合	特別の企画に基づき博物館資料を展示する場合
個人	学生等及び六十五歳以上の者	博物館のいずれか一館につき一人一回	円	一、一〇〇円
	その他の者		二一〇	
団体 (二〇人以上)	学生等及び六十五歳以上の者		三一〇	
	その他の者		一七〇	
			二五〇	

備考

- 1 「学生等」とは、高校生、大学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 2 「その他の者」には、小学校就学前の者並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者を含まないものとする。
- 3 年間入館券により博物館に入館しようとする場合の年間入館券の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
学生等及び六十五歳以上の者	博物館二館につき一人一年間	円 一、四〇〇
その他の者		二、一〇〇

- 4 大阪府立弥生文化博物館と大阪府立近つ飛鳥博物館の指定管理者が異なる場合の年間入館券に係る利用料金の額については、指定管理者間で協議の上同一の額を定めるものとする。
- 5 備考4の場合における年間入館券に係る利用料金の収受の方法については、指定管理者間で協議の上決定するものとする。

資料4：大阪府立博物館条例施行規則

平成二年十二月二十一日

大阪府教育委員会規則第九号

改正 平成五年十一月二六日教委規則第一一号

平成九年九月一日教委規則第一三号

平成一一年三月三十一日教委規則第一号

平成一七年三月三十一日教委規則第一一号

平成二〇年四月一日教委規則第五号

平成二〇年十一月二八日教委規則第二二号

平成二四年十一月一日教委規則第三四号

平成二七年三月一九日教委規則第三号

大阪府立博物館条例施行規則

(平五教委規則一一・平一七教委規則一一・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府立博物館条例（平成二年大阪府条例第二十一号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、大阪府立博物館（以下「博物館」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平五教委規則一一・平一七教委規則一一・平二四教委規則三四・一部改正)

(開館時間)

第二条 博物館の開館時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、午後四時三十分以降の入館は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ博物館開館時間変更申請書（様式第一号）を大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(平一七教委規則一一・一部改正)

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、休館日を変更し、又は臨時に休館しようとするときは、あらかじめ博物館休館日変更申請書（様式第二号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

二 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

(平五教委規則一一・平一七教委規則一一・一部改正)

(撮影等の許可)

第四条 博物館資料について学術研究等のために撮影、模写、模造等をしようとする者は、撮影等

許可申請書（様式第三号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、寄託を受けた博物館資料については、寄託者の承諾がある場合に限る。

（平一七教委規則一一・旧第五条線上・一部改正）

（貸出し）

第五条 博物館資料の貸出を受けようとするものは、資料貸出許可申請書（様式第四号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、寄託を受けた博物館資料については、寄託者の承諾がある場合に限る。

（平一七教委規則一一・旧第六条線上・一部改正）

（還付）

第六条 条例第九条第五項ただし書の別に定める基準は、天災その他やむを得ない理由により博物館を利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるときは、同条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額を還付することができることとする。

（平一七教委規則一一・追加、平二七教委規則三・一部改正）

（減免）

第七条 条例第九条第六項の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- 一 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が博物館を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。
- 二 次に掲げる者が博物館を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

（平二七教委規則三・追加）

（入館の制限等）

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがある者
- 二 博物館の建物、設備、展示資料等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、博物館の管理上支障があると認められる者

（平一一教委規則一・一部改正、平一七教委規則一一・旧第八条線上・一部改正、平二七

教委規則三・旧第七条繰下)

(損傷等の届出)

第九条 博物館を利用する者は、建物、設備、展示資料等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を、指定管理者を通じて委員会に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。

(平一七教委規則一一・旧第九条繰上・一部改正、平二七教委規則三・旧第八条繰下)

(寄託及び寄贈)

第十条 博物館に博物館資料の寄託又は寄贈をしようとするものは、委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(平一七教委規則一一・旧第十条繰上、平二七教委規則三・旧第九条繰下)

(指定管理者の公募)

第十一条 条例第三条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、大阪府公報により行う。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 予定する指定期間
- 三 指定管理者の指定の申請の手続き
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(平一七教委規則一一・追加、平二七教委規則三・旧第十条繰下)

(指定管理者の指定の申請)

第十二条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を委員会に提出することにより行う。

2 前項の指定管理者指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 予定する指定期間に係る博物館の管理に関する事業計画書及び収支計画書
- 二 博物館に関する管理体制計画書
- 三 定款又はこれに準ずるもの
- 四 法人にあっては、登記事項証明書
- 五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書
- 六 事業の概要を記載した書類
- 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(平一七教委規則一一・追加、平二〇教委規則二二・一部改正、平二七教委規則三・旧第十一条繰下)

(指定管理者の指定の基準)

第十三条 条例第五条第一項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 条例第四条の規定による申請時において、三年以上、文化財の調査・展示・普及事業のうち、いずれかに関連する事業を実施した実績があること。
- 二 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、博物館の管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために委員会が必要と認めて定める基準

(平一七教委規則一一・追加、平二四教委規則三四・一部改正、平二七教委規則三・旧第十二条線下)

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第十四条 条例第六条第二項の規定による届出は、指定管理者（名称・住所）変更届出書（様式第六号）を提出することにより行う。

(平一七教委規則一一・追加、平二四教委規則三四・旧第十四条線上、平二七教委規則三・旧第十三条線下)

(事業報告書の提出)

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中で指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後）三十日以内に、博物館の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を委員会に提出しなければならない。

- 一 業務の実施状況
- 二 博物館の利用状況
- 三 業務に係る経理の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(平一七教委規則一一・追加、平二四教委規則三四・旧第十五条線上、平二七教委規則三・旧第十四条線下)

(利用料金の承認申請)

第十六条 条例第九条第三項に規定する利用料金の額の承認は、利用料金承認申請書（様式第七号）を提出することにより行う。その額を変更するときも同様とする。

(平一七教委規則一一・追加、平二四教委規則三四・旧第十六条線上・一部改正、平二七教委規則三・旧第十五条線下)

(委任)

第十七条 この規則で定めるもののほか、博物館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(平一七教委規則一一・旧第十一条線下、平二〇教委規則五・一部改正、平二四教委規則三四・旧第十七条線上、平二七教委規則三・旧第十六条線下)

附 則

この規則は、平成三年二月二日から施行する。

附 則（平成五年教委規則第一一号）

この規則は、平成六年三月二十五日から施行する。

附 則（平成九年教委規則第一三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成一一年教委規則第一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年教委規則第一一号）

（施行期日）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九条の次に七条を加える改正規定並びに附則の次に二様式を加える改正規定及び様式第四号の次に三様式を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第二二号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年教委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料5：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例

昭和六十一年三月二十六日

大阪府条例第二号

改正 平成六年三月二三日条例第二三号

平成六年一〇月二六日条例第三六号

平成一四年三月二九日条例第六八号

平成一七年三月二九日条例第七八号

平成二四年十一月一日条例第一二九号

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例をここに公布する。

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例

(設置)

第一条 一須賀古墳群を保存するとともに府民にこれと親しむ場を提供し、もって府民の文化的向上に資するため、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘（以下「風土記の丘」という。）を南河内郡河南町大字東山並びに太子町大字葉室及び大字東山に設置する。

(平一四条例六八・一部改正)

(行為の禁止)

第二条 風土記の丘においては、何人も、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財を損壊し、き棄し、若しくは隠匿し、又は同項第四号に規定する記念物（同法第百九条第一項の規定により指定されたものを除く。）を滅失し、若しくは損傷してはならない。

(平六条例二三・旧第三条繰上、平六条例三六・平一七条例七八・一部改正)

(過料)

第三条 前条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(平六条例二三・旧第四条繰上、平六条例三六・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、風土記の丘の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 風土記の丘における行為の許可、その取消しその他の風土記の丘の利用に関する業務

二 風土記の丘の維持に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

(平一七条例七八・全改)

(指定管理者の公募)

第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委

員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定)

第七条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 風土記の丘の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- 二 風土記の丘の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 第四条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、風土記の丘の管理を適正かつ確実にを行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の指定の公示等)

第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例一二九・一部改正)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平二四条例一二九・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。
- 二 第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないと認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例一二九・旧第九条繰下・一部改正)

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、風土記の丘に関し必要な事項は、委員会が定める。

(平一七条例七八・旧第五条繰下・一部改正、平二四条例一二九・旧第十条繰下)

附 則

この条例は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成六年条例第二三号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年条例第三六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年条例第六八号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第七八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は平成十七年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例(以下「新条例」という。)第七条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第五条から第七条まで及び第八条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成二四年条例第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 6：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則

昭和六十一年三月三十一日
大阪府教育委員会規則第二号
改正 平成六年三月三十一日教委規則第八号
平成一七年三月三十一日教委規則第一二二号
平成二〇年四月一日教委規則第五号
平成二〇年十一月二八日教委規則第二二二号
平成二三年三月三十一日教委規則第一八号
平成二四年十一月一日教委規則第三三号

〔大阪府立近つ飛鳥風土記の丘利用規則〕をここに公布する。

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則

(平一七教委規則一二・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例（昭和六十一年大阪府条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘（以下「風土記の丘」という。）の利用及び管理に関し必要な事情を定めるものとする。

(平一七教委規則一二・平二四教委規則三三・一部改正)

(開園時間)

第二条 風土記の丘の開園時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、開園時間を変更しようとするときは、あらかじめ風土記の丘開園時間変更申請書（様式第一号）を大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(平一七教委規則一二・全改)

(休園日)

第三条 風土記の丘の休園日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、休園日を変更し、又は臨時に休園しようとするときは、あらかじめ風土記の丘休園日変更申請書（様式第二号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

二 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

(平一七教委規則一二・全改)

第四条 削除

(平二三教委規則一八)

(行為の禁止)

第五条 風土記の丘においては、条例に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 立入禁止区域に立ち入ること。
- 五 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 六 風土記の丘の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、風土記の丘の管理上支障があると認められること。

(平二三教委規則一八・一部改正)

(中止命令等)

第六条 指定管理者は、条例第二条又は前条の規定に違反した者に対して、その行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

- 2 指定管理者は、前項の命令に従わない者に対し、風土記の丘から退去を命ずることができる。

(平一七教委規則一二・平二三教委規則一八・一部改正)

(賠償)

第七条 風土記の丘の施設及び設備等を損傷し、又は汚損した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力と認められるときは、賠償を免除することがある。

(指定管理者の公募)

第八条 条例第五条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、大阪府公報により行う。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 予定する指定期間
- 三 指定管理者の指定の申請の手続き
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(平一七教委規則一二・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第九条 条例第六条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第四号)を委員会に提出することにより行う。

- 2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 予定する指定期間に係る風土記の丘の管理に関する事業計画書及び収支計画書
- 二 風土記の丘に関する管理体制計画書
- 三 定款又はこれに準ずるもの
- 四 法人にあっては、登記事項証明書
- 五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書
- 六 事業の概要を記載した書類
- 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(平一七教委規則一二・追加、平二〇教委規則二二・一部改正)
(指定管理者の指定の基準)

第十条 条例第七条第一項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 条例第六条の規定による申請時において、三年以上、文化財の調査、展示又は普及に関する事業のいずれかを実施した実績があること。
- 二 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、風土記の丘の管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために委員会が必要と認めて定める基準
(平一七教委規則一二・追加、平二三教委規則一八・平二四教委規則三三・一部改正)
(指定管理者の名称等の変更の届出)

第十一条 条例第八条第二項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第五号)を提出することにより行う。

(平一七教委規則一二・追加、平二四教委規則三三・旧第十二条線上)
(事業報告書の提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)三十日以内に、風土記の丘の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を委員会に提出しなければならない。

- 一 業務の実施状況
- 二 風土記の丘の利用状況
- 三 業務に係る経理の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(平一七教委規則一二・追加、平二四教委規則三三・旧第十三条線上)
(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、風土記の丘の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(平一七教委規則一二・旧第八条線下、平二〇教委規則五・一部改正、平二四教委規則三三・旧第十四条線上)

附 則

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(平成六年教委規則第八号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年教委規則第一二号)

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第八条を第十四条とし、同条の前に六

条を加える改正規定並びに様式第一号、様式第二号、様式第四号、及び様式第五号を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第二二号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第一八号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 7：大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘指定管理者業務仕様

指定管理者は、下記 **I** に基づき、**II** の業務に取り組まなければならない。◎印の業務については、取組み手法や具体的事業内容等を規則等の適用範囲内で提案できる。★印は管理運営業務のうち主要な部分である。

I 管理運営の方針等

I-1 管理運営の対象等

I-1-(1) 管理運営を行う施設

【大阪府立弥生文化博物館】

- ① 施設の名称 大阪府立弥生文化博物館
- ② 所在地 〒594-0083 和泉市池上4丁目 8-27
- ③ 周辺環境 国道 26 号線沿いに位置し、周りには閑静な住宅街が広がる。弥生時代の大規模集落遺跡である国史跡池上曾根遺跡（池上曾根史跡公園）に隣接する。
- ④ アクセス JR 阪和線「信太山」駅下車、西へ徒歩約 600m、または南海本線「松ノ浜」駅下車、東へ徒歩約 1,500m
- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積	8,011 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上 2 階、地下 1 階
建築面積	1,751 m ²
延床面積	4,001 m ²
展示面積	1,078 m ²
特記事項	登録博物館（平成 6 年 2 月 16 日以降） 重要文化財公開承認施設（平成 18 年 12 月 16 日以降）

【大阪府立近つ飛鳥博物館】

- ① 施設の名称 大阪府立近つ飛鳥博物館
- ② 所在地 〒585-0001 南河内郡河南町大字東山 299 番地
- ③ 周辺環境 河南町と太子町にまたがる国史跡一須賀古墳群の一角に位置する。周辺地域は俗に「王陵の谷」とも呼ばれ、古墳時代後期から

末期にかけての古墳や陵墓が集中する。古くから大阪と奈良を結ぶ要所であり、緑豊かな地域の各所に名所旧跡が点在している。

- ④ アクセス 近鉄長野線「喜志」駅または「富田林」駅下車、金剛バス「近つ飛鳥博物館前」行き終点下車、徒歩約 **600m**

- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積	19,816 m²
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
建築面積	3,408 m²
延床面積	5,925 m²
展示面積	1,759 m²
特記事項	登録博物館（平成7年9月18日以降） 重要文化財公開承認施設（平成18年12月16日以降） 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」（令和元年7月登録）のガイダンス施設の一つとしての役割を担う。

【大阪府立近つ飛鳥風土記の丘】

- ① 施設の名称 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘
- ② 所在地 〒585-0001 河南内郡河南町大字東山及び太子町大字葉室
- ③ 周辺環境 河南町と太子町にまたがる丘陵上に位置する。国史跡「一須賀古墳群」を保存・活用する史跡公園として整備されており、展望台からは「近つ飛鳥」の地域や世界文化遺産となった古市古墳群を一望できる。
- ④ アクセス 近鉄長野線「喜志」駅または「富田林」駅下車、金剛バス「近つ飛鳥博物館前」行き終点下車、徒歩約 **50m**
- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積		255,482 m²
古墳		102 基 （内、整備・公開している古墳 40 基 ）
建 物	管理棟	鉄筋コンクリート造、地上1階、延床面積： 452 m²
	便所	鉄筋コンクリート造、地上1階、延床面積： 19 m²
	休憩所	鉄筋コンクリート造、地上1階、延床面積： 23 m²
	第二展望台	鉄筋コンクリート造、地上1階、延床面積： 9 m²
特記事項		園内が国史跡「一須賀古墳群」に指定。 現状変更には国または府の許可が必要。

I-1-(2) 行政財産の目的外使用許可の状況

大阪府が次に示す行政財産の目的外使用を許可している。

- ① 近つ飛鳥博物館内喫茶コーナー
- ② 公衆電話（近つ飛鳥博物館1）
- ③ 高圧電線（近つ飛鳥風土記の丘1）
- ④ 電柱（弥生文化博物館2）
- ⑤ 自動販売機（弥生文化博物館1）

I-2 開館時間等

I-2-(1) 開館時間◎

【博物館】大阪府立博物館条例施行規則第二条の規定に基づいて設定するものとする。

《参考》現行の開館時間 弥生文化博物館 9時30分から17時まで
近つ飛鳥博物館 10時から17時まで

【風土記の丘】大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則第二条の規定に基づいて設定するものとする。

《参考》現行の開園時間 9時30分から17時まで

I-2-(2) 博物館休館日及び風土記の丘休園日◎

【博物館】大阪府立博物館条例施行規則第三条の規定に基づいて設定するものとする。

《参考》現行の休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）、年末年始（12月28日から1月4日まで）

【風土記の丘】大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則第三条の規定に基づいて設定するものとする。

《参考》現行の休園日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）、年末年始（12月28日から1月4日まで）

I-3 基本方針及び遵守事項

I-3-(1) 公平性の確保

管理運営にあたっては、平等かつ公平な取り扱いを確保する。「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできない。

I-3-(2) 禁止行為

管理運営にあたって、博物館等の利用者に対して下記に該当する行為を禁止させること。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの。
- ② 集団的並びに常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認

められるもの。

- ③ 収蔵資料、施設及びその附属設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるもの。

I-3-(3) 人権への配慮

展示や教育普及事業、情報発信、その他全ての博物館活動において、人権の保護に最大限の配慮を行うこと。

I-3-(4) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、大阪府個人情報保護条例第3章に基づいて個人情報を管理しなければならない。

※個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の取扱いに関して果たしていただくべき責務を募集要項記載の内容から変更する可能性があります。その場合は、別途、府と協議いただきます。

I-3-(5) 危機管理体制の構築

不特定多数の人が集まる公の施設として、緊急時に適切な対応をとることができるよう指定管理者として選定後速やかに大阪府と協議し、緊急時（災害、有事、伝染病等）、非常時の対応マニュアル作成及び連絡体制の確立等、危機管理体制の整備を行うものとする。

I-3-(6) 管理運営業務の内容と大阪府と指定管理者の役割分担等

指定管理者が行う業務は下記のとおりとし、業務の詳細は本仕様書Ⅱに定めるとおりとする。

- ①学芸運用業務
- ②博物館の利用に関する業務
- ③博物館の事業運営に関する業務
- ④博物館の維持管理に関する業務
- ⑤博物館の広報に関する業務
- ⑥その他の業務

なお大阪府は、博物館に学芸員等の職員（以下「専門学芸員」等という。）を置き、資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業（以下「学芸業務」という。）にかかる専門的判断・技術的作業（以下「学芸技術業務」という。）を行う。指定管理者は、学芸業務遂行に当たって必要となる学芸技術業務以外の一切の業務（上記①「学芸運用業務」）及びその他の業務（上記②～⑥）について責任をもって実施すること（オフィス機器、アプリケーションやフォント、公用車その他業務に必要な物品等については、指定管理者が設置（保守点検を含む）するものを専門学芸員等も利用し、その経費は指定管理者が負担するものとする）。

大阪府及び指定管理者は、両者で構成する連絡調整会議において、管理運営にかかる協議を行い、両者緊密な連携のもとで事業を遂行するものとする。

I-3-(7) 大阪府への報告等

- ・ 毎月の施設利用者数・利用料金収入額・館外事業実施状況及びその参加者数・広報事業実績報告・・・翌月 **10** 日までに報告すること。
- ・ 事故の報告・・・発生後速やかに報告すること。
- ・ 館長及び常勤職員配置の変更に係る協議や報告・・・新たな職員組織体制について大阪府と協議し、合意の上で実施すること。また、実施後すみやかに書面で報告すること。
- ・ 指定管理者の発意による施設の軽微な原状変更・・・大阪府に協議依頼書を提出し、協議結果に基づいて実施すること。
- ・ メディアからの取材申込み等に係る報告・・・大阪府が定める取材メモの様式により、申込み受付及び取材後速やかに報告すること。
- ・ その他重要事項については、大阪府と随時協議すること。

I-4 業務の運営と組織

指定管理者は、博物館の管理運営業務の遂行にあたっては、博物館法第4条を遵守し、**I-3-(6)**の内容を踏まえつつ、以下のような組織体制及び運営体制を整備すること。なお、管理運営にあたり、雇用形態・就業形態・勤務体制などについて、関係法規を遵守しつつ、業務を確実に遂行するため、十分な人員を確保すること。

I-4-(1) 効率的かつ効果的な業務運営及びこれに必要な執行体制の確保

必要な能力を有する人材を適切な形態で雇用し、業務量に応じて配置する。また、迅速な意思決定を可能とするとともに、適切な役割分担の下で各職員に能力を十分に発揮させる、総合力の高い組織体制を構築する。

なお、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘を一体的に管理運営することによる各業務の効率的・効果的な実施に特に留意すること。

I-4-(2) 明確な責任体制の構築

管理運営全体を統括する責任者として、相当の知識と経験を有する館長を配置する。また、館の経営面に関わる責任体制及び学芸面に関わる責任体制の所在を明らかにする。さらに、意思決定についても明確なものとし、業務を速やかに、かつ確実に遂行する。

I-4-(3) 職員等の配置

以下の人材を適正な人数配置する。

- ① 館長

- ② 下記の③～⑤を統括する者
- ③ 事務スタッフ
- ④ 学芸員等（学芸業務担当（学芸員資格を有する者）及び教育普及担当）
- ⑤ 受付・館内案内業務等担当スタッフ◎

業務内容によっては、同一人員をもって複数の施設の業務にあたらせることも可能とするが、①及び④については、弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館それぞれに配置すること。

I-4-(4) 緊急時、非常時の対応体制の確保

施設内において破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合は、あらかじめ大阪府と協議の上作成したマニュアルに従い、被害防止に必要な措置を取るとともに、大阪府及び関係先へ至急報告すること。

台風等の事前に想定される非常事態の場合は、休館及び閉館の決定、利用者への周知方法、博物館職員等の対応等について、事前に大阪府と協議を行うこと。

I-4-(5) 人材育成の取組◎

職員の能力を高めていくための研修等を行い、能力水準の維持向上に努める。

II 事業の内容

II-1 学芸業務

指定管理者は、学芸技術業務（専門的判断・技術的作業）を担う大阪府との緊密な連携のもと、学芸運用業務（学芸業務遂行に当たって必要となる学芸技術業務以外の一切の業務）を行うこと。以下、各業務の内容を学芸技術業務とあわせて列記する（別表の役割分担をあわせて参照）。

II-1-(1) 収蔵資料の調査研究

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

- ・収蔵資料等の調査研究

博物館に収蔵した資料等をもとに、調査研究を行う。

【学芸運用業務（管理運営業務）】

- ・大阪府が行う学芸技術業務にかかる事務手続き及び補助作業。

II-1-(2) 収蔵資料の収集等

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

- ・収蔵資料の検討・調整・交渉等

弥生文化博物館においては弥生時代並びに泉州地域の歴史と文化に関する各種情報、近つ飛鳥博物館においては古墳時代から飛鳥時代を中心とする時期の歴史と文化並びに近つ飛鳥地域の歴史と文化に関する各種情報について、その集積のための資料収集（模型、図書を含む）を行う（指定期間中に収集した資料の所有権は大阪府に帰属す

る)。

- ・寄贈・寄託にかかる対応

博物館への資料寄贈もしくは寄託の申出があった場合、その対応を進める。

【学芸運用業務（管理運営業務）】

- ・寄贈・購入図書等の受け入れ作業。
- ・大阪府が行う学芸技術業務にかかる事務手続き及び補助作業。

II-1-(3) 収蔵資料の保管・修復業務

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

- ・手法の検討

収蔵資料に管理上緊急を要する修復が必要となった場合、その原因及び修復手法についての検討及び関係者との調整を行う。

【学芸運用業務（管理運営業務）】

- ・管理状況の確認

資料の材質や性質に適した保存環境を維持するため、収蔵庫や展示室等の日常的な空調管理及び湿度管理を実施するとともに、損傷、カビや害虫など危険因子に対する適切な処置を行う。

なお、指定期間中に生じた収蔵資料及び借用資料の損傷及び汚損等については、指定管理者の経費負担により原状回復を行う。

- ・修復の実施及び事務手続き。
- ・収蔵品及びデータベースの管理・更新

収蔵資料の情報を適正に管理、更新するため、定期点検及びこれにかかる記録の作成を行うとともに、図書以外の新たな収蔵資料については、備品台帳に登録する。

指定期間中に収集・受け入れを行なった図書については、図書台帳に登録する。

II-1-(4) 収蔵資料に係る電磁的記録の作成・公開

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

- ・手法の検討

デジタル技術を活用した収蔵資料のデジタル・アーカイブ化及びインターネットを通じた公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組等、電磁的記録の公開・活用を図る。

【学芸運用業務（管理運営業務）】

- ・電磁的記録の作成及び事務手続き

II-1-(5) 収蔵資料の利用等に係る業務

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

- ・収蔵資料の借用対応（資料状態の確認、借用希望先での管理状況の確認、貸出時の点検書作成、立会）

- a 資料を貸し出すことができるのは、次の条件を満たしている施設とする。
 - 保管、展示場所の温湿度の管理が適正に行われていること。
 - 資料の保管、展示に係る保安体制等が整っていること。
 - 貸出資料の取扱いを適正に行うことができる学芸員等が配置されていること。
 - 貸出先の負担により、貸出資料に適正な保険を付保すること。
- b 資料閲覧等を許可するにあたっては次の条件を付するものとする。
 - 閲覧等は、原則として当館内で、博物館学芸員等立会のもとで行うこと。
 - 閲覧等にあたっては、博物館学芸員等の指示に従うこと。
- c 国指定重要文化財や府指定文化財などを保管していることから、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（文化庁）に十分に留意すること。

- ・収蔵資料の撮影対応（資料状態の確認、立会）

【学芸運用業務（管理運営業務）】

- ・収蔵資料（画像）の貸出対応

画像借用を許可するにあたっては次の条件を付するものとする。

- 事前に申請した目的以外に使用しないこと。
- 掲載等の場合には、「大阪府立弥生文化博物館所蔵」又は「大阪府立近つ飛鳥博物館所蔵」等、所蔵先を明記すること。
- 提供した写真等は、使用後速やかに博物館に返却すること。
- 掲載等の場合には、掲載された印刷物 1 部を博物館に無償で納付すること。
- デジタルデータを使用した場合は、使用後必ずデータの削除を行うこと。
- CD や DVD、インターネットなどのデジタルデータでの掲載にあたっては、二次使用が不可能な措置をすること。

- ・大阪府が行う学芸技術業務にかかる事務手続き及び補助作業。

II-1-(6) 展示関連業務★

【総論】

- ・博物館の管理運営方針に基づき、所蔵資料による常設的な展示及び特別の企画に基づき、所蔵資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別展・企画展*等（以下「特別展等」という。）を行う。

*遠方の資料の借り受けなどにより、相対的に多くの開催経費が必要となるものを特別展、相対的に少ない経費で開催するものを企画展と呼ぶ。

- ・指定管理者は、専門学芸員等との企画内容や経費の調整等にかかる緊密な連携のもと、特別展等を各館年 3 回以上開催すること。このうち、大阪府が各館のテーマに

沿った特別展・企画展各1回を企画し、指定管理者が企画展1回以上の企画を行うこととする。指定管理者による企画は、歴史・考古学のみこだわらず集客にも寄与する柔軟性や話題性のある内容とすることを可とする。

- ・特別展等は、専門学芸員等の調査研究や資料収集の成果に基づく自主企画展示のほか、他機関と連携して行う巡回展、あるいは、新聞社等と共催して行う展示等の開催も可能とする。
- ・特別展等のテーマ及び内容は、連絡調整会議で協議の上決定するが、指定管理者は当該業務に係る企画提案を行うことができる。

【学芸技術業務（管理運営業務対象外）】

①常設展・特別展等共通

- ・展示資料の調整
- ・展示資料に係る質問への対応（詳細な内容）

②特別展等

- ・特別展等の企画（特別展・企画展各年1回以上）
- ・特別展等に係る調査研究（解説・図録等の原稿作成を含む）
- ・特別展等関連事業の企画立案及び講師

【学芸運用業務（管理運営業務）】

①常設展示・②特別展等共通

- ・展示室の維持管理（点検・清掃、展示ケース内の蛍光灯入替等）
- ・展示資料の調整に係る補助作業
- ・団体客等への簡単な展示解説案内
- ・展示資料に係る質問への対応（簡単な内容）
- ・大阪府が行う学芸技術業務にかかる事務手続き及び補助作業。

②特別展等

- ・特別展等の開催
- ・企画展等の企画（年1回以上）
- ・展示資料等の搬送、製作
- ・展示室・会場の運営
- ・図録等の作成、ポスター・リーフレット等の作成・頒布
- ・特別展示等関連事業の実施

II-2 博物館の利用に関する業務★

II-2-(1) 博物館利用料金の徴収◎

- ① 指定管理者は、「大阪府立博物館条例」別表（第9条関係）に定める金額の範囲内で

入館料を決定し、大阪府の承認を受けること。

- ② 令和4年度中に発行された年間共通券のうち、その使用期限が令和5年度中に終了するものについては、使用期限内の利用を担保すること。

II-2-(2) 博物館利用料金の減免

- ① 指定期間中に利用料金の減免申請が提出された場合は、許可するかどうかを指定管理者が決定するものとする。
- ② 指定管理者の発意による利用料金の免除（入館無料の日の設定等）については、大阪府と協議の上で決定するものとする。

II-3 博物館の事業運営に関する業務

博物館法第3条に定める事業を行い、特に次の業務の充実を図るものとする。企画・実施に当たり、大阪府と連携を図りながら、効率的・効果的に事業を実施すること（本業務については、必要に応じて大阪府が専門的・技術的な観点からの指導・助言等を行う）。

II-3-(1) 企画立案・進捗管理等★

下記(2)～(5)の事業の企画立案・進捗管理等を行う。

II-3-(2) 教育普及・生涯学習支援に関する業務

博物館法の趣旨、施設の設置目的及び使命に則った教育・生涯学習に資する事業を企画する。

II-3-(3) 館外事業関連業務

博物館所蔵資料及び館が蓄積した調査成果等をより広く府民に知っていただき、歴史への興味を喚起することによって博物館への来館意欲を促すため、学校への出前授業、自治体等の連携事業等、館外事業を企画するものとする。

II-3-(4) 風土記の丘活用業務（近つ飛鳥梅いっぱい委員会*に関する業務を含む）

*近つ飛鳥を梅でいっぱいにし、府立近つ飛鳥博物館を中心に府民の憩う場を一層豊かに育て、地域の発展に寄与することを目的として平成16年に設立された任意団体（会長：近つ飛鳥博物館館長、事務局：近つ飛鳥博物館）。個人及び企業等からの寄付金により事業を行う。

II-3-(5) 他の施設・機関等との連携

II-4 博物館の維持管理に関する業務

II-4-(1) 企画立案・進捗管理等★

指定管理者は専門学芸員等と協議し（指定管理者において企画・立案された内容を連絡調整会議において共有し、必要な意見交換を行うこと）、下記(2)～(6)の事業の企画立案・進捗管理等を行う。

II-4-(2) 維持管理

- ① 指定管理者は、大阪府との緊密な連携のもと、博物館施設等及び付属設備等を適正

に維持管理する。

- ② 維持管理の対象は、博物館及び風土記の丘の敷地内及び建物全体とする。
- ③ 博物館施設等及び付属設備等の維持管理にあたっては、関連法令及び条例を遵守しつつ、以下の点に留意して行う。
 - a 付属設備は正常に作動すること。
 - b 博物館への来館者及び風土記の丘への来園者の安全性を確保すること。とくに、来館者の安全性に支障をきたす恐れのある破損や展示もしくは景観に支障をきたす恐れのある汚損等が生じた場合は、適切な処置を行うこと。
 - c 門扉や塀等については、防犯対策に考慮し、良好な状態を保つこと。
 - d 博物館敷地内の植栽について
 - ・敷地内の緑樹を保護し、周辺環境と調和した景観を保持するため、剪定、除草、施肥、散水及び害虫防除等を計画的に行うこと。
 - e 風土記の丘について
 - ・大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例第2条に定める禁止行為に係る点検を行うこと。
 - ・梅林の緑樹を保護し、周辺環境と調和した景観を保持するため、剪定、施肥、散水及び害虫防除等を計画的に行うこと。
 - ・敷地内の植栽について、当該地は国史跡であるため、現状変更申請に対する国からの許可なく、樹木を伐採してはならない。
- ③ 博物館特有の維持管理事項として特に下記の点に留意すること。
 - a 展示室・展示造作物、展示機器等を、適切な状態を保つこと。
 - b 展示替えに伴って展示壁面にしみや汚れが生じた場合は、修復を行うこと。
 - c 収蔵庫、展示室及び展示ケース内の環境管理を適切に行い、恒温恒湿状態を保つこと。
- ④ 施設及び付属設備等（物品を含む）の現状を変更することはできない。ただし、あらかじめ大阪府の承認を得た場合はこの限りではない。
- ⑤ 施設及び利用者の安全確保に重大な影響を及ぼす恐れがあり、緊急を要する施設及び機器等の応急処置については、指定管理者の責任において行うものとする。
- ⑥ 指定管理者が指定期間中に購入した備品の所有権は、府に帰属する。ただし、大阪府と協議の上で、備品を指定管理者の所有とすることもできる。

II-4-(3) 清掃

施設の環境、衛生を維持し、快適な空間を保つため、清掃業務を行う。

- ① 建物内清掃
 - ・毎日実施する日常清掃は、できる限り博物館運営の妨げにならないように行う。

- ・清掃に使用する洗剤等は、展示資料に影響を及ぼす物質を含まないものを使用する。
- ② 博物館外の清掃
 - ・博物館敷地内のごみ、落ち葉、泥汚れ等を除去し、敷地内の環境を良好に保つとともに、近隣に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - ・舗装面等に雑草が繁茂するのを除去すること。
- ③ 風土記の丘における日常管理
 - ・園路、梅林および「みどりの広場」の草刈および清掃業務
 - ・園内施設の清掃業務
- ④ ごみの収集
 - ・ごみは所定の場所に集積し、適切に保管すること。
 - ・分別等は、所在する自治体の収集方法に従うこと。

II-4-(4) 警備

博物館のすべての財産を保全するために、常駐警備または機械警備による警備業務を実施すること。警備業務の詳細については、あらかじめ大阪府と協議すること。

また、展示室では、展示資料の保全を図るために、監視員を配置する必要がある。

II-4-(5) 保守管理記録の作成と保管

指定期間中に作成した施設保守管理記録（点検記録、補修記録、事故記録、営繕工事完成図書等）を博物館において保管すること。また、既に保管されている施設保守管理記録についても保管することとする。なお、修理等により設計図面等に変更が生じた場合は、設計図面等に変更箇所を反映させておくこと。

II-4-(6) 光熱水費の支払等

施設の維持管理に必要な光熱水費に係る業務等は指定管理者が行う。

II-5 博物館の広報に関する業務

II-5-(1) 企画立案・進捗管理等★

指定管理者は専門学芸員等と協議し（指定管理者において企画・立案された内容を連絡調整会議において共有し、必要な意見交換を行うこと）、館の事業を効果的に周知するための方策を立案し、計画的な広報実施及び進捗管理を進める。

II-5-(2) ホームページの整備

指定管理者は、業務開始までに指定管理者が管理するホームページを整備し、府ホームページにリンクすること。

ホームページには、最低限次の項目を掲載し、作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）を参照するとともに、「大阪府ウェブアクセシビリティ

方針」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/information/accessibility.html>)を満たすものとする。

- ・施設の概要
- ・展示事業・イベント等の広報
- ・学校教育での利用案内

なお、ホームページの整備に係る費用は、指定管理者の負担とする。

II-5-(3) 広報媒体の作成及び配付

指定管理者は、施設及び文化事業に係る広報計画を策定し、他の社会教育施設、文化施設、官公署、公共交通機関等と連携・協力し、効果的な広報を行うこと。

II-5-(4) パブリシティの展開

各種媒体やイベントとタイアップしたパブリシティの展開を行い、テレビ、新聞、雑誌等のメディアへの掲載を目指すこと。

II-6 その他の業務

II-6-(1) 引継業務★

指定管理者は、次期の博物館及び風土記の丘の管理運営を行うものに対して、業務（施設・附属設備・物品・収蔵品等を含む）の円滑な引継ぎについて協力するものとする。

II-6-(2) その他設置目的及び使命を達成するために必要となる業務

上記以外にも、大阪府の文化振興及び地域振興、教育力向上に資する業務に積極的に取り組むこと。

III その他

ここに定めのない事項については、その都度、大阪府と協議して定めるものとする。

別表 学芸業務にかかる大阪府と指定管理者の役割分担

区分		事業主体	概要
II-1-(1) 収蔵資料の調査研究	学芸技術業務	府	・収蔵資料等の調査研究
	学芸運用業務	指定管理者	・事務手続き及び補助作業
II-1-(2) 収蔵資料の収集等	学芸技術業務	府	・収集資料の検討・調整・交渉等 ・寄贈・寄託にかかる対応
	学芸運用業務	指定管理者	・寄贈・購入図書等の受け入れ作業 ・事務手続き及び補助作業
II-1-(3) 収蔵資料の保管・修復業務	学芸技術業務	府	・手法の検討
	学芸運用業務	指定管理者	・管理状況の確認（温湿度確認等） ・修復の実施及び事務手続き ・収蔵品及びデータベースの管理・更新
II-1-(4) 収蔵資料に係る電磁的記録の作成・公開	学芸技術業務	府	・手法の検討
	学芸運用業務	指定管理者	・電磁的記録の作成及び事務手続き
II-1-(5) 収蔵資料の利用等に係る業務	学芸技術業務	府	・収蔵資料の借用対応（資料状態の確認、借用希望先での管理状況の確認、貸出時の点検書作成、立会） ・収蔵資料の撮影対応（資料状態の確認、立会）
	学芸運用業務	指定管理者	・収蔵資料（画像）の貸出 ・事務手続き及び補助作業
II-1-(6) 展示関連業務	学芸技術業務	府	①常設展示・②特別展等共通 ・展示資料の調整 ・展示資料に係る質問への対応（詳細な内容） ②特別展等 ・特別展等の企画（特別展・企画展各年1回以上） ・特別展等に係る調査研究（解説・図録等の原稿作成を含む） ・特別展等関連事業の企画立案及び講師

	学芸運用業務	指定管理者	<p>①常設展示・②特別展等共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示室の維持管理（点検・清掃、展示ケース内の蛍光灯入替等） ・展示資料の調整に係る補助作業 ・団体客等への簡単な展示解説案内 ・展示資料に係る質問への対応（簡単な内容） ・事務手続き及び補助作業 <p>②特別展等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展等の開催 ・企画展等の企画（年1回以上） ・展示資料等の搬送、製作 ・展示室・会場の運営 ・図録等の作成、ポスター・リーフレット等の作成・頒布 ・特別展示等関連事業の実施
--	--------	-------	---

資料 8：博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号)

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を

活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な

連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。